



建設技術審査証明事業(建築技術)

審査技術概要シート

建設技術審査証明事業実施機関



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

[審査証明番号／有効期限]	B C J - 審査証明-61／2030年1月31日
[技術の名称]	吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術 「エスボワール工法（除去工法）」
[依頼者（審査証明取得者）]	株式会社 エスボワール

[技術概要]

既存の建築物に施工された吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール（以下、吹付け石綿等という）を石綿粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。

手順	作業項目
1	事前調査
2	工事計画書の作成
3	関係機関への工事着手届出
4	処理工事実施表示（休憩所の確保）・事前調査結果の概要
5	<input checked="" type="checkbox"/> 繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度測定 工事着手前：敷地境界、作業場所（作業区域）
6	清掃
7	清掃状況の検査
8	床の隔離養生
9	壁の隔離養生
10	足場の組立
11	セキュリティゾーンの組立・設置
12	集じん・排気装置の設置
13	粉じん飛散抑制剤吹付け機械の設置
14	その他の養生
15	作業区域及びセキュリティゾーンの負圧確認
16	集じん・排気装置の点検・確認（除去工事前）
17	天井仕上材、下地材の撤去
18	粉じん飛散抑制剤の散布
19	吹付け石綿等の除去
20	集じん・排気装置の排気口から 粉じんの漏えいがないか確認（除去作業中） <input checked="" type="checkbox"/> 繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度測定 除去工事中：敷地境界、作業場所（作業区域）、集じん・排気装置排出口、 セキュリティゾーン出入口
21	石綿作業主任者による取り残し検査
22	除去した石綿の処理（温潤化、二重袋詰め）
23	一時保管場所への集積
24	清掃
25	清掃状況の検査
26	除去した面への粉じん飛散防止処理剤の吹付け
27	隔離シート面への粉じん飛散防止処理剤吹付け
28	<input checked="" type="checkbox"/> 施工後の1.5時間以上の換気の後、繊維状粒子 (石綿繊維を含む) 濃度測定 隔離シート撤去前：作業場所（作業区域）
29	壁面等隔離シートの撤去
30	足場の解体・清掃後の場外搬出
31	床隔離シートの撤去・セキュリティゾーンの撤去
32	隔離シート及び石綿の廃棄物（廃石綿等）搬出
33	清掃
34	清掃状況の最終検査
35	<input checked="" type="checkbox"/> 繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度測定 隔離シート撤去後：敷地境界
36	施工記録の作成
37	作業者の作業記録等の確認
38	完了

呼吸用保護具①	電動ファン付（全面型）
呼吸用保護具②	防じんマスク（全面型）
呼吸用保護具③	防じんマスク（半面型）

[施工フロー図]

[開発の趣旨]

既存の建築物に施工された吹付け石綿等の除去に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

[開発目標および審査証明結果]

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去作業を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じてることから除去作業中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

[本技術の問合わせ先]

株式会社 エスボワール

TEL : 06-6784-7200

FAX : 06-6784-7201

技術紹介サイト

<https://www.espoir.co.jp/>

